

ことや県南地域のリーダーとして中核市を目指すこと、行財政については「市民と行政の協働による行財政経営」、「組織の生産性向上によるコンパクトな行財政経営」、「地域に対するきめ細かな行財政経営」、「広域的な視点にたった行財政経営」に取り組むこと、などが記述されています。

事務局から新市建設計画の序論から本論第2章第4節までが説明・提案された後、協議、承認されました。

●協議・合併の方式について

協議に先立ち委員より、「合併の方式」を、狭義の合併の方式・いわゆる法律で取り扱いが決まっている項目（首長や議員の任期など）と、合併の条件・いわゆる任意に取扱いを決めることができる項目（住民サービスの内容など）に分けて協議することが提案されました。

合併の条件に関しては、「任意協議会から対等の協議の視点で検討してきている。今後も合併の条件については『対等協議』の視点で整理をする」ことが改めて確認されました。引き続き、各市・町の委員の代表が、合併の条件を除く法制度上の狭義の合併の方式について、それぞれの市・町の考え方（意向）を述べられました。

久留米市、田主丸町、城島町、三潨町では編入合併が表明され、

北野町では「保留とさせてほしい」との申し出がありました。

これまでの各市・町の意見を踏まえ、その方向性のとりまとめは正副会長に一任し、その結果を次回協議会の議案として提案することが承認されました。

●協議・新市の名称について

新市の名称については、「合併の方式」とセットで協議することとし、継続審議となりました。

●協議・新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置についても「合併の方式」とセットで協議することとし、継続審議となりました。

●協議・地域審議会の取扱いについて

地域審議会の取扱いについては、設置が必要との意見が田主丸町、北野町、城島町、三潨町の4町から出され、久留米市を除く4町に設置することで合意されました。なお、設置期間、委員数や選出区分などの素案がまとまり次第、協議会に提案することが承認されました。

●協議・町名・字名の取扱いについて

「町名・字名の取扱いについては」、「新市の名称」とセットで協議することとし、継続審議になりました。

農業施策や農地の将来について質問集中

1市4町農業委員会委員勉強会を開催

1市4町農業委員会委員勉強会が7月19日、久留米市庁舎で開催されました。

同勉強会には、1市4町の農業委員や事務局職員など90人が出席。福岡県地方課合併支援室の米倉秀之企画主幹が、地方自治体を取り巻く財政状況や合併による農業委員の任期などの特例について、資料を基に講演しました。

講演終了後、「現在、1市4町で行っている農業施策は合併後も引き継がれるのか」、「都市計画法の開発基準、市街化区域の線引きなどはどうなるのか」などの質問が出されました。

米倉主幹は、「計画性のあるまちづくりと優良な農地を維持していくためには、農業委員さんは重要な役割を担っています。皆さんの活躍に期待しています」と結びました。



▲熱心にメモをとる農業委員の皆さん

■地域審議会って…「な～に」？

1. 地域審議会の制度の趣旨

合併に対しては、自治体の拡大に伴い住民と行政との距離が大きくなり、住民の意見が新市の施策に反映されにくくなるなどの懸念があり、そのことが合併推進の障害となっているといわれてきました。

このことに対応して、それぞれの地域の実情に応じた施策の実施に対し、よりきめ細やかに住民の意向を反映していく方法の1つとして、平成11年7月の合併特例法の改正により地域審議会の制度が設けられました。

2. 地域審議会の設置について

地域審議会の設置は、それぞれの地域の事情に応じて判断されるものであり、すべての合併市町に置かなければならないものではありません。

3. 地域審議会の任務

地域審議会の任務については、一般的には主に次のような事項が想定されます。

◎新市の市長の諮問に応じて意見を述べること

- ・新市建設計画の変更
- ・新市建設計画の執行状況（定期的なもの）
- ・当該区域を単位とする地域振興のための基金の運用

◎必要に応じ新市の市長に意見を述べること

- ・新市建設計画の執行状況（随時的なもの）
- ・その他該当地域の振興に関すること、など

4. 地域審議会の設置期間

地域審議会は、合併後に周辺地域の意見を最大限に反映させるために設けられる制度のため、設置期間は新市建設計画の計画期間（おおよそ5～10年）を目安とすることが適当と考えられます。